

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年9月まで

私は、昭和43年8月に会社を退職し、A町（現在は、B市）の実家に帰った時に民生委員か婦人会の役員かはっきりしないが、集金人が自宅に来て、国民年金の加入を勧められた。その際、母親からも「後々のために掛けてあげるから。」と言われたので、その場で加入した。

それからは、自分で200円ずつ、国民年金保険料を納付していたが、昭和43年12月に婚姻し、Cへ転出してからは、引き続き母親が集金人に納付してくれていた。当時の国民年金保険料徴収カードも所持しているのに、44年1月から48年9月までが未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、申立期間は未加入期間とされているが、申立人は、A町の納付組織で使用されていた国民年金保険料徴収カードを所持しており、このカードには申立期間を含む昭和43年8月から47年3月までの集金人の領収印があることが確認できる。

また、申立人の姉は、申立期間にA町の納付組織により保険料を納付済みであり、申立人の姉が記憶する当該期間の集金人の姓と申立人が所持する保険料徴収カードの領収印の姓とは一致する上、申立人の国民年金保険料を集金人に納付していたとする申立人の母親は、申立期間のうち申立人が保険料徴収カードを所持していない期間を含む昭和45年6月から50年

5月までの保険料を納付済である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間において資格を喪失した記録は無く、昭和48年10月31日に被保険者の種別が「強制」から「任意」に変更されていることのみが確認できる。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立人は昭和43年12月の婚姻に伴い強制被保険者の要件を欠いたことにより被保険者資格を喪失し、その後、国民年金の任意加入被保険者として48年10月31日に任意加入の被保険者資格を取得しているところ、当該時点においては、申立期間は、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできない期間であるため、前述の申立人が納付した申立期間の保険料は、当時還付する必要があったが、社会保険事務所（当時）では、当該保険料を還付した事実を確認できないとしていることから、申立人が申立期間の保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、強制加入被保険者となる要件を欠き、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、申立期間の被保険者資格及び保険料納付を認めないとするのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格喪失日が平成4年2月1日とされ、同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和58年1月から平成12年3月まで継続してA社B支店に勤務した。しかし、ねんきん特別便では、申立期間の1か月が厚生年金保険の未加入期間とされているが、当該期間の保険料は控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録により、資格取得日が昭和58年1月1日、資格喪失日が平成4年2月1日とされ、同年1月31日から同年2月1日までの1か月は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録などから、申立人は、申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年12月26日付けでC社

会保険事務所（当時）が受け付けた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（資格喪失年月日を平成4年1月31日から同年2月1日に訂正）の資格喪失時の標準報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、申立期間に係る保険料についても、時効により納付できなかったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月まで

私が A 町に住んでいた時、住み込みで働いていた事業所の事業主の妻が、私へのボーナスの代わりとして、私の国民年金保険料 7 万円を同町役場の窓口で納付してくれ、一緒に行っていた私に、同町役場の人から「年を取っていいから。」と言ってくれたのを覚えている。

その時の納付保険料の領収書を持っていた事業主の妻は、今は連絡がつかないので提出できないが、同人が私の保険料を納付したのは間違いない。

申立期間が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 町に住所を定めたのは、昭和 40 年 9 月 27 日であることが戸籍の附票により確認できるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、40 年 9 月頃に同町において払い出されたものと推測され、この時期に加入手続を行ったとみられるが、当該加入手続を行った時点では、申立期間のうち、36 年 4 月から 38 年 6 月までの保険料は、時効により納付できない。

また、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から同年 9 月までの保険料は、加入手続を行った 40 年 9 月時点では過年度保険料となるため、A 町役場の窓口で納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳の「保険料に関する記録」欄の昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの欄には「届出前消滅」、同年 7 月から同年 9 月までの欄には「時効消滅」と押印されていることから、38 年 4 月から同年 6 月までの保険料は加入手続を行った時点で既に保険料の納付期限を経過していたこと、また、同年 7 月から同年 9 月までの保険料は加入手続後において

ても納付されなかったことが確認できる。

加えて、申立人が記憶する納付額7万円は、申立期間当時の保険料額及び申立人がA町在住時に納付した保険料額とはかけ離れている上、申立人の国民年金保険料を納付したとする勤務先の事業主の妻は、所在不明のため、申立期間の保険料の納付方法等に関する具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 5 月まで

私は、昭和 59 年 2 月に A 市の専門学校を卒業後、A 市に引っ越し、同年 3 月半ばに B 社に入社した。当時、同社は厚生年金保険と健康保険の適用事業所ではなかったため、同社の社長及び私の父親から、国民年金と国民健康保険に加入するように言われたので、同年 4 月頃に、A 市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、同市役所又は C 銀行 D 支店で、納付書を使用し、ほぼ毎月、国民年金と国民健康保険の保険料を一緒に納付した。

ねんきん特別便では、申立期間の国民年金の納付記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿の申立人の前後の被保険者資格の取得者の状況から、平成元年 8 月から同年 10 月頃までに払い出されたものと推測され、申立人の被保険者資格取得日は同年 8 月 13 日であることが、申立人が所持する年金手帳及び A 市の国民年金被保険者名簿により確認できる上、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立てのとおりであれば、昭和 59 年 4 月に申立人に上記国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が払い出されたこととなるが、申立期間及び当該被保険者資格取得時において、申立人の姓に変更は無く、住所地も同一区内であることから、申立期間に別の記号番号が払い出されたとは考え難く、その形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金の加入手続を行ったとする時期に年金手帳が交付されたとする具体的な記憶は無い上、申立人が申立期間において勤務していた事業所では、当時の従業員に対し国民年金及び国民健康保険に加入するよう勧めていたとはしているものの、従業員の加入状況までは確認しておらず、当時の源泉徴収票等の関連資料も保存していないとしていることから、申立人に係る国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況は明らかでない。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年6月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から51年6月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

過去の未納の国民年金保険料を社会保険事務所（当時）に2回持参して納付したが、このうち私の妻が一人で社会保険事務所に行き、2回目に納付した保険料が納付記録に反映されていない。

これまで、税金などの支払いが遅れたり、未納にしたことは無く、国民年金保険料についても未納の督促を受けたことは無い上、最後の国民年金保険料を市役所で納付した時に、窓口職員から「これで全部終わりました。」と言われたので、全ての期間の保険料の納付が終わったと思っていた。

申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、「社会保険事務所で2回、過去の未納保険料を遡って納付し、2回目に納付した時期は、夫婦二人分の保険料を納付した1回目の昭和55年6月23日の数か月後であったと思う。」と供述しているところ、昭和55年6月以降の時点では申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができず、これを納付するには特例納付によるほかないが、申立人の妻が申立人の当該申立期間の保険料を納付したとする時期は、特例納付の実施期間（昭和53年7月1日から55年6月30日まで）ではないことから、制度上、当該申立期間の保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の

資格取得日から昭和 53 年 7 月頃から同年 11 月頃までに払い出されたものと推認され、申立期間①の直前の 36 年 4 月から 44 年 3 月までの保険料は 55 年 6 月 23 日に特例納付により一括納付されていることが国民年金被保険者台帳により確認できるところ、申立人は、この特例納付について「昭和 36 年に国民年金に加入し、加入が少し遅れたため 36 年 4 月から数か月分の保険料は遡って納付したが、この数か月分を除く期間の保険料は現年度納付した。」と供述しており、申立人の国民年金の加入時期及び保険料の納付状況に関する記憶には曖昧な点がうかがわれる。

さらに、申立人及びその妻は、共に昭和 53 年に国民年金に加入した後は、申立人は 36 年 4 月から 44 年 3 月までの 8 年間分の、その妻は 36 年 4 月から 42 年 3 月までの 6 年間分の保険料を同一日に特例納付している上、51 年 7 月から 52 年 3 月までの保険料を同一時期に過年度納付していることが国民年金被保険者台帳から確認できることから、基本的に夫婦は一緒に保険料を納付していたと推察される所、申立人の妻も申立期間①及び②の保険料は未納とされている。

なお、申立人及びその妻は、妻の当該未納期間の保険料も納付したはずとしているが、申立人の申立期間①及び②の保険料を社会保険事務所で納付した時には申立人の保険料のみを納付し、妻の保険料は納付しなかったと述べており、申立人の妻の当該期間に係る保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人は昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの保険料を特例納付しながら、その時点で残る申立期間の保険料を納付しなかったのはおかしいと主張しているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳には「月末までには最低必要額納付 約 8 年分」と、申立人の妻に係る国民年金被保険者台帳には、「2/7 来所により納付約す 6 年不足」、「月末迄には最低必要額を納付する 5*.6 (*は判読不能)」と記載されており、これらの記録は申立人及びその妻が特例納付により保険料を納付した記録と一致する上、この特例納付により保険料を納付した期間は、53 年に国民年金に初めて加入した申立人及びその妻がそれぞれ 60 歳到達時に年金受給権を取得するのに必要な期間であったことが確認でき、不自然さは認められない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 9 月にそれまで勤めていた会社を退職し、同年*月に結婚をして雇用保険の手続をした。この雇用保険の失業給付の手続をする際に、自己都合の失業であるため 3 か月間の待機期間がある旨の説明を受け、その期間終了後に国民健康保険の手続のため A 市役所に赴いたところ、「求職者が被扶養者になると、求職していないと判断されるので失業給付が支給されない。」といった内容のことを言われたので、退職月に遡って国民健康保険料及び国民年金保険料を数万円納めた記憶があるのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 61 年 6 月 26 日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録により、同年 4 月の保険料を同年 7 月 1 日に納付していることが確認できることから、申立人は、同年 6 月頃国民年金の加入手続を行い、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であるため、任意加入期間となり、遡って資格を取得することはできないことから、同年 4 月 1 日に遡って資格を取得したものと推認される。

また、申立人の所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」欄には、昭和 61 年 4 月 1 日と記載されている上、A 市の国民年金被保険者名簿においても、申立人の資格取得日欄に、「61. 4. 1」と記載されていることが確認できる上、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は A 市役所において国民年金に加入した際に申立期間の保険料を遡って同市に納付したとしているが、申立人が国民年金に加入したと推認される昭和 61 年 6 月の時点では、申立期間の保険料は過年度保険料とな

り、同市役所窓口では納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年3月までの期間及び10年4月から11年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年7月から9年3月まで
② 平成10年4月から11年2月まで

私は、平成7年4月頃、A市B区役所C町支所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の保険料については、当時、私は同市B区に居住していたが、毎月区役所に行くのは困難だったので、3か月分程度をまとめて同区役所で納付し、また、申立期間②の保険料については、2か月か3か月分程度をD市役所で納付していたように思う。

何十年も前のことで記憶が定かでなく、領収書等も残っていないため自信を持って納付したとは言い切れないが、今まで支払う必要があるものは遅れてでも払うようにしており、また、申立期間②については、月額10万円程度の収入があった上、D市の実家に両親と同居しており、国民年金保険料を納付するだけの資力はあったので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、平成9年11月から10年2月にかけて、申立期間①直前の8年3月から同年6月までの過年度保険料、及び9年11月から10年2月までの現年度保険料を1か月分ずつ順次納付していることが確認でき、当時の納付方法を踏まえると、申立期間①の過年度保険料及び申立期間②の現年度保険料は同一時期に納付されるものと推測されるが、申立期間①及び②共に未納とされていることから、10年当時、申立人の経済状況等に変化が生じたため、納付できなかった可能性がうかがえる。

また、申立人は、申立期間①の保険料は3か月分程度をA市B区役所で、申立期間②の保険料は2か月か3か月分程度をD市役所で納付したとしてい

るところ、この主張によれば、申立期間①については3回、申立期間②については4回から6回に分けて納付したことになるが、これらの全ての保険料納付が続けて納付記録漏れとなったとは考え難い。

さらに、申立人は、「申立期間②の保険料は、主に自分で納付していたが、時には母親に納付してもらったことがあるように思う。」としているが、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料の納付書がD市から届いていたこと、申立人に頼まれて保険料を納付したことなどの記憶は定かでなく、当時の具体的な保険料納付の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月
② 昭和 54 年 11 月

私は、昭和 54 年 7 月 20 日に会社を辞めた後、同年 8 月に旅行するため家を留守にするので、母親に私の国民年金の加入手続と保険料の納付をしてもらった。

しかし、昭和 54 年 7 月は未加入、同年 11 月は未納となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳を見ると、申立期間①に係る国民年金の被保険者資格の取得日は、昭和 54 年 8 月 21 日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致することから、申立期間①は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付は母親が行ったとしているところ、母親からは、高齢等の理由で当時の事情を聞くことができず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付方法、納付時期、納付場所及び納付金額等具体的な状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②について保険料を納付したことを示す関連資料（領収証書、家計簿及び確定申告書等）は無く、ほかに申立人の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月頃から 38 年 2 月頃まで

私は、昭和 36 年 6 月から 9 月頃まで船に乗っていたが、船を降りた後、すぐに募集広告を見て、A社に同年 10 月頃に入社し、38 年 2 月頃まで勤務した。

同社に勤務していたのは間違いのないのに、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚 3 人を含む申立ての事業所における厚生年金保険被保険者 13 人に照会したところ、そのうち 4 人が申立人を記憶していることから、勤務期間は特定できないが、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の被保険者 13 人のうち 9 人が、申立人を知らないとし、申立人を記憶する 4 人からも、申立人の勤務期間に係る具体的な供述は得られない。

また、申立ての事業所の当時の事務担当者は、「申立期間当時の厚生年金保険の取得届及び喪失届は私が作成し、社会保険事務所（当時）に提出していた。申立人に厚生年金保険の加入記録が無い理由は分からないが、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除するようなことはしていなかったと思う。」としている上、申立人は申立期間において給与から保険料が控除されていたとする具体的な記憶は無く、申立人を記憶する同僚からも保険料控除に係る具体的な供述は得られない。

さらに、申立ての事業所の現在の事業主は、「申立期間当時の関係資料は無いため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いの状況は不明であり、当時の事業主及び事務責任者は既に死亡している。」としており、申立期間に申立ての事業所の事務担当者であったとする二人も、「当時の申立ての事

業所における従業員の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」としており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

加えて、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月20日から32年6月15日まで
私は、昭和29年1月から30年9月までA町に駐留していた連合国軍基地内の食堂で働いていた。
また、昭和30年10月から32年6月まで同軍のB市のC食堂で勤務した。
申立期間については、同じ職場で働いていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分には無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立ての事業所であるD食堂において、昭和29年1月13日に健康保険の被保険者資格を取得し、30年11月20日に資格喪失した後、B市のC食堂において、同年11月20日に健康保険の被保険者資格を取得し、32年5月17日に資格喪失していることが、両事業所の健康保険被保険者名簿により確認できることから、申立人が申立期間に両事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、D食堂は、昭和26年7月1日から31年1月1日までの期間は健康保険のみの任意包括適用事業所とされ、B市のC食堂は、28年1月29日に健康保険のみの任意包括適用事業所として新規適用となった後、33年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、当時の駐留軍労働者は、昭和23年12月1日付け厚生省保険局長通達により、全て日本政府の直接雇用使用人として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を有するとされていたところ、26年7月1日以降、連合国軍の非軍事的業務に使用される労働者は、日本政府の直接雇用使用人としての身分を喪失し、連合国軍との直接雇用契約が変わったため、同年7月3日付け厚生省保険局長通達により、申立人のように食堂に使用される者は厚生年金保険の強制被保険者とはならないとされ、健康保険の任意包括被保険者

として取り扱われることとなったものとみられる。

したがって、昭和 26 年 7 月 1 日以降の D 食堂及び B 市の C 食堂は、いずれも健康保険のみの任意包括適用事業所であったことが確認できることから、申立人は申立期間に申立ての事業所において、厚生年金保険の被保険者になることはできなかったものと推認される。

なお、申立人の同僚が D 食堂において厚生年金保険の被保険者として記録されているが、これは社会保険事務所（当時）の事務処理の誤りによるものと推察され、このことをもって申立人の申立てを認めることはできない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 30 日から 63 年 1 月 16 日まで

私がA社に実際に勤務したのは、昭和 62 年 12 月末の仕事納めの日までであったが、63 年 1 月の給与明細書では、同月 15 日まで欠勤扱いとされ、同日まで在籍していたことになっていた。また、この給与明細書では、厚生年金保険料が給与から控除されていたことも記憶しており、その後の国民年金の加入手続の際に、市役所の窓口担当者に口頭で 62 年 12 月の最後の勤務日を届け出た時に、同給与明細書で厚生年金保険料が控除されていることを確認してもらい、国民年金の資格取得日を同年 12 月 30 日から 63 年 1 月 16 日に変更してもらった。このことは、年金手帳の記載内容からも明らかなので、申立期間の厚生年金保険の加入記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所における在籍期間を欠勤扱いとなった期間を含めて昭和 63 年 1 月 15 日までとしているところ、申立人の雇用保険受給資格者証により、申立事業所における離職年月日は 62 年 12 月 29 日であり、当該年月日は、厚生年金保険の資格喪失日とも符合することから、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことは確認できない。

また、申立事業所において昭和 58 年 12 月 12 日から 62 年 4 月 1 日までの間に厚生年金保険の資格を取得した同僚のうち、資格喪失日が 12 月 30 日である同僚 3 人及び資格喪失日が 16 日である同僚 10 人の雇用保険の離職日は、それぞれ当該資格喪失日の前日の 12 月 29 日及び 15 日であり、

申立人同様、厚生年金保険の資格喪失日と符合する上、当該同僚のうち女性 12 人に文書照会を行ったところ、7人から回答があったが、申立事業所が申立人が主張する欠勤の取扱いを行っていたことは確認できない。

さらに、申立事業所が加入していたB健康保険組合における申立人の健康保険の資格喪失日は、昭和 62 年 12 月 30 日であり、当該年月日は、厚生年金保険の資格喪失日と符合する。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで
年金事務所から送付のあった厚生年金保険加入記録のお知らせによると、昭和 48 年 9 月までの標準報酬月額は 11 万 8,000 円であったが、同年 10 月から 49 年 7 月までは 10 万 4,000 円に下がり、同年 8 月から 13 万 4,000 円に上がっている。被保険者原票照会回答票により、47 年 10 月 1 日の標準報酬月額欄は、上段 11 万 8,000 円、下段 10 万 4,000 円と二段に記載されており、これが原因で申立期間の標準報酬月額が誤記載となった可能性があるため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の被保険者原票により、申立期間とほぼ同時期に標準報酬月額欄が二段書きとなっている被保険者が 22 人確認でき、これらの者について上段に記載されている厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録の厚生年金保険の標準報酬月額と一致している上、これらの者の中には標準報酬月額が直前の期間よりも低額となっている被保険者が 3 人確認できるところ、当該低額となっている標準報酬月額は、当該 3 人全員の直前の期間に記載されている健康保険の標準報酬月額とは相違していることから、申立人の記録のみ誤って記録された可能性は低いものと考えられる。

また、当時の同僚は、「昭和 47 年には、大洪水の影響で社業の請負業

務が史上最多となり、時間外手当が増えたことで給料は増加したが、48年には下がった。49年には、前年の石油ショックによる物価上昇で給料が大幅に増加したが、時間外手当は減少した。このように時間外手当及び給料は、年によって極端に変わった。」としているところ、当時、B県C市において、死者・行方不明者の被害があった大規模な土砂災害が発生していたことが確認できる。

さらに、A社は、「文書の保存年限経過により当時の資料は廃棄しており、当時の担当者も退職している。」としていることから、申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月頃から同年9月28日まで
② 昭和27年4月10日から同年9月頃まで
③ 昭和27年秋から29年春まで
④ 昭和36年1月から同年7月頃まで
⑤ 昭和36年7月頃から同年9月頃まで
⑥ 昭和36年9月頃から37年7月まで
⑦ 昭和51年8月頃から52年秋まで

私は、A社に昭和26年6月頃から27年9月頃まで継続して勤務した。

しかし、同社に係る申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、同社とB社の厚生年金保険の被保険者期間が重複しており、記録が間違っている。

申立期間③について、昭和27年9月頃まで勤務していたA社で事故があり、それをきっかけに同社を退職し、失業保険を受けながら、C市でB社に就職したが、同社における被保険者期間は、実際に勤務した期間と異なっており、A社での被保険者期間とも重複している。

申立期間④について、昭和36年1月にD社E事業所に入社し、同年7月頃にF市へ転勤したが、同社での厚生年金保険の加入記録は、実際に勤務した期間とは異なっている上、G社の被保険者期間とも重複しており、記録が間違っている。

申立期間⑤について、昭和36年7月頃にD社E事業所からF市にあるH社に転勤になり、同年9月頃まで勤務したが、同社での厚生年金保険の加入記録は、実際に勤務した期間とは異なっている。

申立期間⑥について、昭和36年9月頃にI社に入社し、37年7月まで勤務した。子供が生まれるため、就職に当たっては、特に各種保険の有無

を重視して就職した覚えがある。

申立期間⑦について、昭和 51 年 8 月頃から 52 年秋頃まで J 社の K 業務に従事した。当時、親しかった同僚は年金の受給資格を満たすまでは勤務すると言い、後に年金を受給している。

しかし、申立期間①から⑦までの申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、A 社に係る厚生年金保険の加入記録がある者に照会したところ、回答のあった 6 人全員が申立人を知らないとしているため、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、同社の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者記録は、オンライン記録と一致しており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得日も、当該被保険者台帳及びオンライン記録と同じ昭和 26 年 9 月 28 日と記録されている。

さらに、同社は、商業登記簿上、昭和 39 年に解散し、現在は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、オンライン記録からは申立期間当時の事業主を特定できず、事業主の連絡先は不明であるため、当時の申立人に係る勤務実態等を確認することができない。

加えて、同社の被保険者名簿には、申立期間①及び②において申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

- 2 申立期間③について、B 社に係る厚生年金保険の加入記録がある者に照会したところ、回答のあった 3 人全員が申立人を知らないことから、申立期間③に係る申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、申立人の同社に係る被保険者台帳（旧台帳）及び被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人に係る被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得日も、当該被保険者台帳及びオンライン記録と同じ昭和 26 年 6 月 13 日と記録されている。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、当時の取締役等に文書照会したが回答は得られず、当時の申立人に係る勤務実態等を確認することができない。

加えて、同社の被保険者名簿には、申立期間③において申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 申立期間④について、D 社 E 事業所に係る厚生年金保険の加入記録がある者に照会したところ、回答のあった 4 人全員が申立人を知らないとして

いるため、申立期間④に係る申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、申立人の同社に係る被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人に係る被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得日も、オンライン記録と同じ昭和 35 年 11 月 9 日と記録されている。

さらに、同社は、時期は不明であるが既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、被保険者名簿に記載されていた当時の同社 E 事業所の責任者は既に死亡しているため、当時の申立人に係る勤務実態等を確認することはできない。

加えて、同社に係る被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④において申立人の名前及び原票は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

- 4 申立期間⑤について、H社に係る厚生年金保険の加入記録がある者に照会したところ、6人から回答があり、そのうち1人が「申立人を知っている。」とし、ほかの5人は「申立人を知らない。」と回答している。

しかしながら、申立人を知っていると回答した者は、申立人の勤務期間について、「自分より後に入社し、自分より早く退社したが、具体的な時期は覚えていない。」としており、申立人の同社における勤務期間が特定できず、このほかに申立人の勤務期間について確認できる資料等も見当たらないため、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態等を確認することができない。

また、申立人の同社に係る被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人に係る被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得日も、オンライン記録と同じ昭和 36 年 1 月 4 日と記録されている。

さらに、同社は、平成 5 年に適用事業所ではなくなっており、被保険者名簿に記載されていた当時の同社 F 支店の責任者は既に死亡しているため、当時の申立人に係る勤務実態等を確認することはできない上、同社の被保険者名簿及び被保険者原票には、申立期間⑤において申立人の名前及び原票は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

- 5 申立期間⑥について、I社に係る厚生年金保険の加入記録がある者に照会したところ、回答のあった6人全員が申立人を知らないとしているため、申立期間⑥に係る申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、これら6人のうち2人が、「当該事業所は試用期間を設けていた。」としており、その期間について、1人が「6か月ぐらい」とし、他の1人が「1年ぐらい」と回答していることから、申立期間⑥は試用期間であったことが考えられる。

さらに、当該回答者2人以外の1人は厚生年金保険の加入時期について、「入社後、しばらく厚生年金保険に加入していない時期があった。」と回

答しており、前記の回答者3人は、「厚生年金保険に加入していない期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」としていることから、事業主は従業員を入社させた後すぐには厚生年金保険へ加入させておらず、この未加入期間の保険料控除は無かったことがうかがえる。

加えて、同社は、当時の賃金台帳等の資料は保存しておらず、当時の状況は不明としており、申立人の申立期間⑥における勤務実態及び保険料控除等を確認することができない。

- 6 申立期間⑦について、J社に係る厚生年金保険の加入記録がある者及び申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、回答のあった4人全員が申立人を知らないとしている上、申立人の同社における雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立期間⑦に係る申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、申立期間⑦当時の社会保険事務担当者は、「会社には、臨時社員や日雇社員がおり、その者たちは社会保険に加入させていなかった。K業務従事者は、臨時社員や日雇社員であり、給与から厚生年金保険料は控除してなかった。」としており、申立事業所で運転手として勤務していた申立人は、厚生年金保険に加入してなかったと推認される。

さらに、同社は、当時の賃金台帳等の資料は保存しておらず、当時の担当者もいないため当時の状況は不明であり、申立人の在籍は確認できないとしている。

加えて、同社の被保険者原票に申立人の原票は見当たらず、申立期間⑦において健康保険番号に欠番も無い。

- 7 このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 51 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 50 年 10 月から A 社に入社し、52 年 1 月末に退社した。
しかし、私の同社に係る厚生年金保険の加入記録は、昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 1 月 30 日までとされ、申立期間が未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立事業所の同僚と一緒に写った写真により、申立人は、昭和 51 年 1 月には申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の申立事業所に係る雇用保険加入記録は、厚生年金保険の加入期間と一致している上、申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書を見ると、申立人の申立事業所における被保険者資格の取得日は昭和 51 年 5 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険加入記録がある 7 人に文書照会を行った結果、5 人から回答があり、このうち 3 人は、申立事業所に係る入社時期と厚生年金保険の加入時期が一致していないとし、そのうち 2 人は、それぞれ「申立事業所は、従業員を入社してすぐには厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったと思う。」、「申立事業所に入社後、給与から厚生年金保険料が控除されていないことに気付き、自分から事業所に厚生年金保険に加入してもらおうように伝えた。」としていることから、申立事業所は、従業員を採用後、すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所は、申立期間当時の賃金台帳等は廃棄済みとしており、

申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から同年 12 月まで

私は、昭和 39 年 9 月に A 社 B 営業所に正社員として就職し、同年 12 月まで勤務した。

同社は、退職後に支給された賞与を自宅まで来て渡してくれており、厚生年金保険にも加入していたはずである。

しかし、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に申立事業所に勤務していた同僚として 4 人の名前（姓のみ）を挙げているところ、申立事業所において当該 4 人と同一姓の者の厚生年金保険被保険者の記録が確認できること、また、申立期間に申立事業所に勤務していた同僚 5 人に照会したところ、全員から回答があり、そのうち 3 人が申立人の名前を覚えていることなどから、期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、回答があった 5 人のうち 2 人は、申立期間当時、申立事業所において、「厚生年金保険の被保険者になるまで予備期間があった。」、「入社後、試用期間があったかもしれない。また、自分の被保険者記録も勤務期間と一致していない。」と回答していることから、申立事業所は、申立期間当時、従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立事業所及び申立事業所の本社は、申立期間に係る賃金台帳等を廃棄しているため、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立期間当時における申立事業所の事務担当者は亡くなっており、

申立事業所の本社の事務担当者は連絡先不明であるため、申立事業所における従業員の厚生年金保険の加入の取扱い等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月から 34 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 11 月から A 社で働いていたが、厚生年金保険の加入記録は、34 年 8 月 1 日からとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同日（昭和 34 年 8 月 1 日）に被保険者資格を取得している同僚 13 人に照会した結果、7 人から回答があり、そのうちの 1 人の「申立人と同じ頃に申立事業所に入社し、3 年余り勤務した。」との供述及び同人の被保険者資格喪失日（昭和 36 年 4 月 30 日）から判断して、申立人が申立期間に申立事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 34 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっておらず、申立事業所で申立期間に厚生年金保険の被保険者となっている者はいない。

また、前述の被保険者名簿により、申立人は、申立事業所が適用事業所となった日と同日に被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、回答のあった同僚の 1 人は、「私は、昭和 34 年 7 月か同年 8 月頃入院したが、健康保険に加入していなかったため入院費用を全額請求された。私の姉が申立事業所に依頼してくれたので、健康保険に加入できた。」との供述からも、申立事業所は昭和 34 年 8 月 1 日前には適用事業所となっていなかったことがうかがえる。

加えて、申立事業所では、申立人の厚生年金保険の適用状況等に係る資料は残っていないとしている上、当時の事業主は死亡していることから、申立

人の勤務期間及び保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。